

稗貫川

1 漁業権番号	内共第24号（稗貫川）							
2 漁場の区域	北上川と稗貫川との合流点から上流の稗貫川本流及びその支流の区域							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間			
		あゆ	友釣り	稗貫川本支流の免許区域	7月1日以降で組合が定めて公表する日から11月30日まで			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
		うなぎ	餌釣り	〃	4月1日から11月30日まで			
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	1月1日から12月31日まで			
		こい	餌釣り	〃	〃			
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区域				禁止期間		
		花巻市大迫町外川目地内中居川と旭ノ又川との合流点から旭ノ又川上流の高洞取水溜800メートルの地点までの間の区域				1月1日から12月31日まで		
	花巻市大迫町内川目地内早池峰ダム堤体の上流250メートルの地点から同堤体の下流130メートルの地点までの間の区域				〃			
	(3) 漁具・漁法の制限	<p>ア まき餌（餌容器の使用を含む。）による採捕は、禁止する。</p> <p>イ 次の区域における擬似餌のうちルアーによる採捕は、禁止する。</p> <p>花巻市大迫町内川目地内の早池峰ダム堤体から上流の折壁川と名目入川との合流点まで及び上流の久出内川と稗貫川との合流点までの間の区域</p>						
	(4) 全長の制限	名称		禁止に係る全長				
やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下						
いわな		〃						
うなぎ		30センチメートル以下						
うぐい		10センチメートル以下						
こい		〃						
かじか		5センチメートル以下						
(5) その他	<p>組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ、さくらます、いわな、うなぎ、うぐい、こい、かじか若しくはにじますの特設釣場又はあゆ、やまめ、さくらます、いわな、うなぎ、うぐい、こい、かじか若しくはにじますのつかみどり漁場において遊漁しようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。</p>							
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り	円 1,500	円 11,000	組合事務所及び指定販売所	
			やまめ さくらます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り				
			うなぎ こい かじか	餌釣り				
雑魚			やまめ さくらます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り	1,200	8,000		
	うなぎ こい かじか	餌釣り						

	遊漁券販売所	名 称	電話番号	名 称	電話番号		
		岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。 ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。 イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。					
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所 岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所 TEL 019-623 -8712
		全魚種	あゆ	友釣り	円 22,400	円 20,100	
			やまめ さくらま す いわな うぐ い	餌釣り 擬餌釣り			
			うなぎ こい か じか	餌釣り			
雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い	餌釣り 擬餌釣り	15,700	14,000			
	うなぎ こい か じか	餌釣り					
5 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。						